中華人民共和国における刑事政策

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 明治大学大学院 公開日: 2010-03-09 キーワード: 作成者: 辻本, 衣佐 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/7886

法学研究論集第6号97・2

中華人民共和国における刑事政策

辻本衣佐

目次

はじめに
第一章　中華人民共和国における犯罪の概念
第二章　中国における刑事政策および刑事政策学の沿革
第一節　古代思想家の思想
第二節　近代
第三節　中華人民共和国建国後の動向
第三章　中華人民共和国における刑事政策
第一節　刑事政策および刑事政策学の概念
第二節　刑事政策の特徴
第三節　懲罰と寛大を結合する政策
第四章　中華人民共和国における犯罪学との関係
第一節　犯罪学
第二節　犯罪学と刑法学との関係
第五章　中華人民共和国における刑法との関係
第一節　刑事政策と刑法の関係
第二節　刑事政策による指導
第三節　刑事政策学と刑法学
おわりに

はじめに

中華人民共和国においては、法の欠落、不備、あるいは法が統一性に欠ける場合に、それを政策によって補い、または法律にとって代わることを意味する言葉に「政策は法律の霊魂である」というのがある。(一) 社会主義国家である中華人民共和国においては、社会主義体制の建設が進展するにつれて、国家の政策に変更がなされたならば、それに応じて法の内容も変わり、法が国家の政策を制約することは許されない。政策を具体的に条文化したものが法であり、法は政策を具体化する重要な道具であるとも解されている。法に対して政策が優先するという傾向は、一九四九年の「国民党六法に関する指示」において、国民党六法を全面的に廃棄した後に生じた法的空白を、政策で補填することが定められたことに始まるという。(二) 確かに、国家の基本法である憲法でさえも、建国以来、五四年憲法、七五年憲法、七八年憲法、八二年憲法と改正され、さらに、今日までに数回の修正が行われているほか、刑事法の分野においても、刑法および刑事訴訟法が制定されたのは、建国後三〇年経った一九七九年のことであり、成文法の不安定さが目立つ。

このような法体制の中華人民共和国にあっては、刑事政策のあり方も日本ならびに他の欧米諸国と異なっているのは明白である。本稿においては、中華人民共和国における刑事政策について、刑法との関係を中心にして概観し、今後あるべき方向を展望することにする。

なお、一般的に、刑事政策は、犯罪の鎮圧および防止を目的としてなされる施策およびその施策を考察する学問の総称であると解されており、通常、前者は、「事実としての、または活動としての刑事政策」と呼ばれ、また、後者は、事実としての、または活動としての刑事政策を研究対象とする科学である「学問としての刑事政策」と呼ばれている。本稿においては、「事実としての、または活動としての刑事政策」に関しては「刑事政策」、「学問としての刑事政策」に関しては「刑事政策学」という言葉を使用することにする。

第一章　中華人民共和国における犯罪の概念

中華人民共和国において、犯罪とは、国家権力を掌握している統治階級が、その階級的利益および社会秩序に危害を加える行為で、刑罰によって懲罰すべき行為であると法律で規定したものであると解されている。犯罪は階級社会の産物であるとし、原始社会においては、階級も存在せず、犯罪もなかったが、原始社会が崩壊して出現した私有財産制と、その維持のための手段である国家権力を本質とする階級社会においては、統治階級の搾取および抑圧に対する反抗、または統治階級の搾取および抑圧による貧困その他の要因に基づき、腐敗分子が階級的利益および社会秩序を侵害するようになり、これが犯罪であるとみなされる。したがって、階級のない社会になれば、犯罪も消滅すると考えているのである。なお、具体的に、どのような行為を犯罪と定め、どのような刑罰を科すべきかは、プロレタリアートの意思および人民の利益の擁護に基づいて決定される。

毛沢東は、犯罪の概念について、一九五七年二月二七日の「人民内部

の矛盾を正しく処理する問題について」において、「敵味方の間の矛盾」と「人民内部の矛盾」の二種類の異なる矛盾に分けて論じており、その処理にあたっては、「敵味方のあいだの矛盾と人民内部の矛盾というこの二種類の矛盾は、性質が異なっており、解決の方法も異なっている。・・・人民民主主義独裁には二つの方法がある。敵に対しては独裁の方法をとり、・・・人民に対しては逆に、強制の方法はとらず、民主主義の方法をとる」としている。(三)

中華人民共和国刑法(四)第一〇条は、前述のような犯罪の概念をうけて、「国家の主権および領土保全に危害を与え、プロレタリアート独裁制に危害を与え、社会主義革命および社会主義建設を破壊し、社会秩序を破壊し、全人民所有の財産または勤労大衆による集団所有の財産を侵害し、公民による個人所有の合法的財産を侵害し、公民の人身の権利、民主的権利およびその他の権利を侵害し、さらにその他社会に危害を与える行為で、法律に従い刑罰による制裁を受けなければならないものは、すべて犯罪である。ただし、情状が著しく軽く危害の大きくないものは、犯罪と認めない」と定めている。社会的危害性、刑事違法性および懲罰相当性の三つが犯罪の成立要件となる。社会的危害性とは、最も基本的な要件であり、社会に対して危害を与える行為であるか否かである。刑事違法性とは、刑法に違反する行為であるか否かであり、懲罰相当性とは、刑罰を受けるに値するか否かである。これらの要件をすべて充足すれば犯罪となるが、例えば、社会に危害を与えていても、その危害が軽微なもので、刑法に違反する程度に至っておらず、刑罰を受けるほどのものでない場合には、犯罪と認められず、処罰されることもないのである。

第二章　中国における刑事政策および刑事政策学の沿革

中華人民共和国の法制度の特徴の一つとして、いくつかの革命を経て今日に至っているにもかかわらず、伝統的な法制度の経験を現行の法制度に吸収し、そのままの形で、あるいは形を変えながらも生かしているということが挙げられる。例えば、刑法の類推適用の規定（第七九条）にしても、同様の規定が明律に存在しているし(五)、また、死刑の執行猶予制度（刑法第四三条、第四六条）にしても、漢代に始まった「録囚」や明代・清代の「監候」にその淵源がみられるのである。(六)

中国においては、古代より長期にわたって専制君主制がとられ、立法および司法を君主が独占してきたこともあって、伝統的に、法のなかでも特に刑事法に重点が置かれてきた。その法には、儒家や法家の思想が色濃く反映されている。儒家が、理想主義に立って、王道に則った仁徳に基づく政治思想を説いたのに対して、法家は、現実主義に立って、覇道に則り、信賞必罰による政治目的の達成と、刑罰の威嚇による犯罪の防止を重視して、法律により天下を治める法治の思想を説いているが、このような古代思想家の思想にみられる刑事政策の理念が、今日の刑事政策にも影響を与えているのはいうまでもない。

第一節　古代思想家の思想

四千年以上の歴史を誇る中国において、史書、政治書、思想書などの古典のなかに、犯罪およびその対策に関する記述を数多くみることができる。いかなる世の統治者にとっても、社会秩序の維持は重大な関心事

であり、そのために様々な施策が試みられてきたからである。特に、刑罰権を統治者が独占していた時代には、それをいかに有効に行使するかが、その統治者の命運を左右するといっても過言ではなく、刑事政策は政策として重要な地位を占めていたと思われる。

中国の古代思想家のなかで、犯罪に関する専門的な研究を行い、それを著した者はいないが、その論著において、犯罪に関する問題に言及した者は少なくない。統治階級の利益の保護および社会秩序の維持を目的として、犯罪やその原因および予防策を論じており、代表的な思想を五つに分けることができる。(七)

第一項　「富国養民」を強調する思想

これは、国を正しく治め、人民の生活を安定させるという「治国安民」の思想であり、管仲（?～前六四五年）の考えに代表される。日々の暮らしに事欠くような者に、道徳や礼儀といったものを解いたとしても、それどころではないが、経済が豊かになり、生活が安定し、人民にゆとりさえできれば、道徳意識は自ずから高まり、犯罪の発生を抑制することになる。統治者たる者は、物質生活の発展のために経済を最も重視しなければならず、刑罰などは二義的なものに過ぎないとしている。

荀子（前三一三～前二三八年）も、「養」の思想を説き、管仲のこの考えを発展させたという。

第二項　「全体制御」を強調する思想

これも、管仲が斉の桓公に提案した「亦民亦兵」の制度に基づくものであり、宋の時代に王安石が始めた「保甲」制度の理論的基礎をなしており、犯罪を予防し制御する一つの手段である。

「保甲」は、末端に編成された民間の自衛・相互監視の組織であり、王安石の「保甲」は、一〇家を保とし、五〇家を大保として、それぞれに長をおき、一〇大保を一都保とした。一家に壮丁（成年に達して兵役や労役にあたる青年）が二人以上あれば、その一人を保丁とし、武器は禁止されたもの以外は自由に使用させた。清の時代には、一〇戸を一牌とし、一〇牌を一甲とし、一〇甲を一保とし、それぞれの長として牌頭、甲頭および保頭をおき、各戸に印牌を支給して姓名男女の別を記し、出た者は行き先を、入った者は来たところを調べた。さらに、一九三二年に、国民党は河南、湖北および安徽の三省において、戸を単位として戸長を置き、一〇戸を甲として甲長を置き、一〇甲を保として保長を置き、保甲内では各戸が相互に監視し、相互に告発する連座法を始め、一九三四年一一月には統治地域全体で実行した。

第三項　「尊卑有序」を強調する思想

これは、孔子（前五五一～前四七九年）の礼治の重要な内容であり、統治階級に属する者は、それぞれ地位に安んじ、制度をまもり、僭越を慎んで統治体制の安定強化に努め、人民統治をより有効にならしめるべきであるという理念である。上に立つ者がその地位に相応しくない行動をすれば、下の者は分に過ぎたまねをするという、管子の「君、君たらざれば、臣、臣たらず」の反対解釈である。この思想は、封建統治者の内部関係の調整のみならず、封建社会における秩序の維持に重要な役割を果たした。

第四項　「正心修身」を強調する思想

「正心」は、孟子（前三九〇～前三〇五年）が主張しており、天下の

もとは国にあり、国のもとは家にあり、家のもとは身にあるとし、身が正しければ心も正しいから、正しい心で身を修め、国を治めれば天下太平となると説き、「正心」が第一であるとしている。心の正しさは、善悪の問題に関係する。人間性の善悪について、孟子と荀子は異なった見解を有している。歴史上有名な「善と悪」の論争である。孟子は性善説を主張し、人間は生まれながらにして道徳性を持っているとしているが、荀子は性悪説を主張し、人間の天性は悪であり、善なる性質は人為の所産に過ぎないとする。ただし、人間は生まれつき悪の性質を有しているので、天性のままに行動すれば、秩序や道徳が破壊され、社会の混乱を招くこととなるが、正しく目標を設定し、適切な指導を得て礼儀を身につけるならば、その本性を善に変えることができるとしている。

第五項　「厳刑峻法」を強調する思想

これは、刑罰の威嚇効果を重視し、厳しい刑罰と法律を強調した思想である。このような思想は、はやくも紀元前五四〇年には公になされていたという。鄭子産（?～前五二二年）、商鞅（前三九〇～前三三八年）などが主張したほか、韓非子も、賞罰は明確な基準と厳格な運用とがあってこそ効果があるとする信賞必罰の論を説いた。また、わずかでも犯罪に関連した者を重い刑に処すことにより、人民は敢えて犯罪を試みないようになるであろうことから、連座政策の基礎となった。

第二節　近代(八)

いわゆる「犯罪学」が中国に紹介されたのは、近代になってからであり、中国解放の道を求めて、欧米諸国の自然科学、哲学、政治学、経済学およびマルクス主義が導入されたのと同時である。一九二二年に、ロンブローゾの『生来性犯罪人説』が翻訳されたのに続き、ヒーリーの『実証派犯罪学』など数多くの犯罪に関する研究書が翻訳された。国民党統治区内の法律関係の大学には、「犯罪学」の課程が設けられ、その教材として、犯罪学または刑事政策と題する研究書が中国人によって著されたが、外来の犯罪学の要素が強いものであった。

一九四二年の国民党憲兵学校編著の『犯罪学教程』において、中国の犯罪原因の社会的な研究がなされ、気候、地理、災害、貧困、失業、教育、家庭、迷信、麻薬などと犯罪との関係およびその対策が論じられた。犯罪学が中国の現状に則したものへと展開し始めたのである。ところが、当時、国民党の統治者およびその学術部門は、犯罪という社会問題に注目はしたものの、その矛先を搾取されている労農大衆および共産党員に向けたため、日増しに重大になる犯罪の問題を解決することができなかっただけでなく、社会の矛盾も激化させてしまうことになった。これは、国民党の統治が終わりを迎えた原因の一つであるとされている。

第三節　中華人民共和国建国後の動向

近年の犯罪に関する研究については、中華人民共和国の建国から文化大革命に至るまでの時期（一九四九～一九六六年）、文化大革命期（一九六六～一九七七年）、一九七八年以降の三つの時期に分けて考えられている。

第一項　中華人民共和国の建国から文化大革命に至るまでの時期

中国共産党の指導する社会主義国家として、中華人民共和国が成立し

たのは、一九四九年一〇月一日のことである。これにより、犯罪の概念についても社会主義的要素が濃厚になり、階級闘争論に基づく犯罪論が展開されるようになった。

全国の人民は、党および政府の指導の下で、土地改革運動、反革命鎮圧運動、朝鮮戦争に伴う抗美援朝運動、三反五反運動、思想改造運動などの一連の政治運動を展開して成果をおさめたが、これは、犯罪原因を根本から排除する道を切り開いただけではなく、刑事立法制度を確立し、犯罪者を改造する手段として労働改造を用いるための理論および実践の基礎となった。反革命鎮圧運動は、一九五〇年七月に政務院および最高人民法院が連名で発した「反革命活動の鎮圧に関する指示」、一九五一年二月公布の「中華人民共和国反革命処罰条例」に基づいて行われたが、実際には、法院または法廷でなされるべき事件の審理が、大衆集会においてなされたりしたという。また、三反運動は、土地改革運動および反革命鎮圧運動が一区切りついた一九五一年の年末に開始された。党・政府・軍の汚職、浪費、官僚主義の三害をなくすのが目的であり、一九五一年一〇月の人民政協会議第三回全国委員会で決定され、同年一二月から翌一九五二年六月まで全国的に展開された。続いて、一九五二年春より、贈収賄、脱税、国有財産の横領、労賃および資材の水増し、国家経済情報の漏洩の五害をなくすために、五反運動も行われた。これらの運動に関連して、一九五一年六月公布の「国家機密保護暫行条例」、一九五二年四月公布の「汚職処罰条例」がある。

一九五〇年代初めから半ばにかけてとられた施策が、犯罪の一般予防および特別予防の面で一定の成功をおさめたことは、犯罪の発生率が低い状態で安定していることからも見てとることができる。一九五〇年には、人口一〇万人当たりの犯罪発生率は九三であったが、翌一九五一年に五九に急減して以来、文化大革命に突入するまでの一五年間は、多少の増減はあるものの平均して四三であった。この十分に豊富な経験をふまえたうえで、中華人民共和国の刑事政策の理論と実践は系統的な発展をみせるはずであった。しかし、残念なことに、これらの貴重な経験およびその理論的な研究は、左派の思想の妨害にあい、特に文化大革命期の一〇年間には否定され破壊されることとなったのである。

第二項　文化大革命期

文化大革命期は、いわゆる無法状態であり、混乱状態にあったため、犯罪に関する研究も一時中断された。学問としての研究を禁止されたのはもちろんのこと、多くの法学研究者も追放された。これが、中国の法学が立ち遅れ、停滞した状態になった、一つの直接的な重要な歴史的要因である。なお、「五〇年代に具体化された『階級闘争論』的犯罪原因論は、この時期の法的ニヒリズムの蔓延、大規模な政治迫害などを正当化するような役割を果していた」という。(九)

第三項　一九七八年以降

一九七七年に文化大革命の終結宣言がなされ、一九七八年以降、「改革開放」政策が導入されるようになったことから、犯罪の状況も変化をみせるとともに、犯罪に関する研究も新たな展開をみせるようになった。特に、青少年犯罪への対応が重要視され、青少年犯罪の原因究明にあたっては、刑法学のみならず、心理学、社会学、教育学などの各分野からも広く論じられるようになり、一九八二年には「青少年犯罪研究学会」

が設立された。青少年犯罪に関する理論的な研究を中心として、犯罪に関する研究全体が発展し、司法制度や社会治安総合治理の研究などがなされるようになったのである。

このような研究が進められる一方で、一九八一年には、人口一〇万人当たりの犯罪発生率が八九となり、治安状態の悪化が顕著になったため、国家の政策として「厳打（厳重な犯罪取締り）」が開始された。この重罰化政策は一時的には効果を示し、一九八四年から一九八七年にかけての犯罪発生率は五〇台と全体的に減少したものの、重大犯罪については減少がみられず、一九八八年以降、犯罪は再び増加し続け、今日に至っている。[一〇] 重罰化政策は、刑罰の威嚇効果を重視し、一時的なその場凌ぎの対策としては有効であったかもしれないが、犯罪原因を正確に捉えたうえでなされたものではなく、また刑事司法制度の根本的な改革を前提としたものではなかったために、この政策のみによる犯罪の抑止は望めず、治安の悪化が改善されるはずもなかったのである。このような政策のあり方に疑問を投げかけ、再検討の必要性も主張されるようになった。[一一]

最近では、一九九二年に、中国犯罪学会が設立され、「かつては、学問としての意義をもちえず、単に政治的イデオロギーの一部門と化せられ」ていた犯罪学研究が、「政治性からの脱皮をはかり、学問として再出発しようという動きが急速に現れ」、また、現在の犯罪学研究については、①五〇年代の「階級闘争論」的犯罪原因観をさらに体系化、理論化しようという研究、②「階級闘争論」一点張りの従来の犯罪理論に対して、修正ないし批判を加えようという研究、③従来のイデオロギー的・制度論的議論を無視して、全く新しい方法で犯罪学を研究しようとする試みの三つがみられるようになったという。[一二]

第三章　中華人民共和国における刑事政策

第一節　刑事政策および刑事政策学の概念

中華人民共和国においては、刑事政策の思想は古代より豊富であるが、中華人民共和国において刑事政策の研究が始められたのは比較的遅く、いまだ検討が不十分なところもあり、それゆえ、認識も完全に一致しているわけではない。

第一項　刑事政策の概念[一三]

一般に、刑事政策は、国家の政権を掌握している統治階級が、その政治統治および社会秩序をまもるために、犯罪を攻撃し、予防し、制御しようと定めた戦略、戦術および行動準則であると解されている。刑事立法および刑事司法の領域の指導方針であり、国家の政策においても重要な地位を占めている。歴史上も、重大な刑罰制度の改革と、刑事政策の思想および理論の興隆および発達とは、密接な関係が認められる。

刑事政策は、国家を掌握している統治階級が、その政治統治および社会秩序をまもるために策定するのであるから、それは階級性を具えたものとなる。階級のある社会においては、刑事政策は全面的に階級的な刑事政策であり、階級を越えた刑事政策はない。刑事政策の階級の本質については、マルクス主義刑事政策観と搾取階級の刑事政策観とでは根本的な相違がみられる。

刑事政策は、統治階級によって、その一定時期の路線および任務を実現するために策定されるものであり、その路線および任務を実現するための重要な道具の一つである。それゆえ、刑事政策が正当かどうかの考量は、統治階級にとってその実現が有利か否かをもって判断基準としなければならない。改革開放が浸透し、社会主義市場経済体制が確立し、社会主義経済の建設事業の発展が加速する今日の中華人民共和国においては、特に、全体的な視点での判断が必要とされる。

統治階級は、一定時期の路線および任務を実現し、社会各方面の力を動員して、各種の社会関係を処理するために、刑事政策を策定するほか、経済政策、文化教育政策、科学技術政策、宗教政策、民族政策、海外居留民政策などのその他各種の政策も策定する。これらの政策は、犯罪の予防および抑制を直接の目的としたものではないが、間接的にはその目的に役立つものである。刑事政策の策定には、これらの政策との協調も求められる。

刑事政策は、戦略、戦術および行動準則である。いわゆる戦略とは、一定の時期内の方針および計画の全般的な指導を意味する。戦術とは、一定の戦略の任務を実現するために、情勢の発展に基づいて策定された行動準則および闘争方式を意味し、これは、戦略の一部分であり、併せて戦略に従うものである。行動準則は、それらのための活動をする際に遵守しなくてはならない原則である。刑事政策は、犯罪を攻撃し、予防し、抑制する方針、計画および遵守すべき原則であり、概括性、原則性および融通性を有している。

中華人民共和国の政権を掌握している中国共産党においては、一般的に、重大な刑事政策はすべて党中央が策定し、また地方各級の党組織もその地域の実際に応じて、地方の需要に適合した刑事政策を策定することができるが、それは、党中央の刑事政策と抵触してはならない。司法機関は、刑事政策を徹底的に実行する。刑事政策は、司法機関の司法活動および司法効果について、重要な指導および評価機能を有し、刑法の正しい制定、実施方向および各種情勢下の刑法機能について、同様の重要な指導および評価機能を有している。刑事政策は、党の政策の構成部分であり、刑事法と抵触することは許されず、刑事政策は刑事法の実施に代えることはできない。実践され、効果があると検証され、熟成された刑事政策は、国家の立法機関を通過して法律となり、それは国家の意思であり強制力を有するものとなる。

刑事政策の基本的な内容は、中華人民共和国の司法の実際からみて、①時機と形勢をみて、刑事法の規定の範囲内において、一種または数種の刑事犯罪について、寛大にまたは厳重に処罰する方針を決定する、②全国性または地域性を集約して、犯罪を攻撃する活動の展開について決定する、③犯罪に対して展開する総合治理の対策を提出するという三つの基本的方面に分類される。

第二項　刑事政策学の概念[一四]

刑事政策学は、国家の刑事政策の策定、実施に関する系統的な研究および理論を包括した学問分野であり、広義の刑事政策学と狭義の刑事政策学とに分けられる。狭義の刑事政策学の内容は、犯罪の成立、刑罰の適用の研究に限定されるが、広義の刑事政策学の内容は、犯罪の成立、刑罰の適用などの刑法の実体的な問題のみならず、犯罪の捜査、起訴、

審判、行刑、改造、犯罪原因および犯罪予防の研究にまで及ぶ。刑事政策学と刑法学は、密接に関係しているが、両者を混同することはできない。刑法学は、犯罪および刑罰の原則、刑事立法および司法実践に関する理論を概括する科学である。現在の中華人民共和国における刑法学は、総合的な刑法学であり、そのなかに刑事政策学の内容も包括されている。刑事政策学を熟知することは、刑法の原則、精神および刑法の制定された社会的背景、歴史的背景の理解を更に深める助けになる。犯罪闘争の実践経験が日増しに豊富になり、刑法学の研究が展開されるにつれて、中華人民共和国の社会主義的刑事政策学も、将来、独立した学問分野となるであろうとされる。

第二節　刑事政策の特徴[一五]

第一項　高度の原則性および融通性

あらゆる犯罪を徹底的に摘発し、真相を明らかにし、法に基づいて適切な処罰を行い、犯罪者が罪を認め法に服し、改心して更生するようにして、消極的要素を積極的要素に変えること、これは、中華人民共和国の刑事政策の出発点であり、帰結でもあり、原則である。しかし、摘発された犯罪者を逮捕するか否か、どのような種類の刑罰に処すべきか、また、その刑罰をどの程度の重さにすべきかなどについては、当該犯罪の具体的事情に応じて対処するのであり、これを融通性という。中華人民共和国の刑事政策は、法に従うことを第一としながらも、具体的な状況に応じた対処が求められているのである。

この原則性および融通性は、刑事司法における様々な場面でみることができる。例えば、犯罪を摘発したり、犯罪を証明する際には、その事実を証明しうる証拠に依拠しなくてはならないが、その証拠は厳格に法定の手続きに則って収集されたものでなくてはならず、また、犯罪者または被告人の供述のみでその他の証拠なしでは、事実の証明にはならない。これらは、刑事訴訟法第三一条以下に規定されている原則である。確かに、拷問による自白の強要などは、違法な証拠の収集にあたるが、教育政策によって犯罪者の供述を得たり、また、犯罪者の家族や事件の事情を知る者に働きかけ、その支持を得て、内部および外部からの調査によって証拠を収集することは可能であり、これが融通性のあらわれである。また、例えば、重大社会治安事犯については、法に基づいて厳重かつ迅速に処罰しなくてはならず、これが原則である。しかし、法律に規定のある範囲内において、どの程度の重さにするか、どの程度の迅速さにするかは、具体的事情の違いに応じて対処でき、これも融通性のあらわれである。

第二項　高度の権威性

権威性とは、第一に、刑事政策が、刑事立法、審判および行刑活動に関して指導作用を有しており、立法および司法工作においては、刑事政策の精神が貫かれているということである。これは、刑事司法作用全体に対する権威性であり、刑事政策が優位にあるということは、中華人民共和国が独自に有している特徴である。

第二に、刑事政策は、人民の心に深く浸透しており、崇高な威信を備えているということである。政治、司法および警察の関係者や、人民は、党および国家の刑事政策の正当性に信頼を寄せ、刑事政策によって策定

された規範に則って行動することを習慣とし、それを行為が正当であるか否かをはかる重要な尺度としている。人民に権威性をもって刑事政策がとらえられているということは、犯罪と闘うにあたっては非常に有効である。

第三項　体系的な完全性および内容の広範性

革命や、社会主義体制の国家建設の過程において、犯罪情勢が変化するにつれて、数多くの異なった刑事政策が策定されてきたが、それは、今日、包括的な基本的な刑事政策と、各種の具体的な刑事政策に生かされ、完全な刑事政策体系が形成されつつある。

人間が犯罪との闘うすべての活動は、刑事政策の指導であり、刑事政策の実行である。それゆえ、刑事政策の内容は、刑事立法、審判および行刑の各段階にも及ぶのはもちろんのこと、犯罪と闘い、鎮圧し防止するための各方面に及ぶ。中華人民共和国の刑事政策の内容の広範性は、その他の国家と比較するすべもないという。

第四項　有効性

有効性は、犯罪との闘いにおいて、刑事政策が発揮する高度の作用である。中華人民共和国の刑事政策は、マルクス・レーニン主義および毛沢東思想の指導のもと、徹底的な調査および研究を行い、犯罪の実際の状況およびその活動原則の基礎を把握したうえで、全党および全人民の知恵を結集して策定されたものであり、高度の即応性および有効性を有する。犯罪との闘いに偉大な勝利をおさめるということは、ある意味では、党および国家の刑事政策の勝利である。

第三節　懲罰と寛大を結合する政策

中華人民共和国刑法第一条は、「懲罰と寛大を結合する政策に基づいて」と定めており、これが中華人民共和国における刑事政策の基本的な原則となっている。

この政策は、「階級闘争と実際の情状にしたがって定められたものであり、我が党がもつ社会を改造する偉大な気魂を表わし、プロレタリアがもつ闘争における原則上の堅実性と戦術上の融通性を表わしたものであ」り、「できるかぎり多数を改造し、少数を孤立させて、打撃を加え、敵を分化して、瓦解するのに重要な役割を果している」といわれ、毛沢東も折に触れ主張している。

現行刑法は、反革命分子とその他の犯罪分子を区別し、反革命分子は厳罰に処すことのほか、累犯・常習犯も厳罰に処すことを定めた一方で、一八歳未満の未成年者や、偶発犯および中止犯、自首をした者や、確かに改悛しまたは功績をたてた者に対する寛大な処罰を定め、また、共同犯罪において、主犯、従犯、脅従犯および教唆犯を区別した処罰を定めるなど、この政策を具体化している。さらに、死刑の執行猶予制度の採用も、この政策のあわられである。一九八二年四月一日施行の「重大経済事犯を厳しく処罰する決定」は、一定の経済犯罪の法定刑の引き上げを行ったが、施行一か月後の五月一日までに自首するか、または逮捕されても自白した場合には、この決定による改正前の軽い刑を適用するとしており、これもこの政策が顕在化したものであるとされる。

第四章　中華人民共和国における犯罪学との関係

第一節　犯罪学

犯罪学とは、犯罪現象を研究対象とする学問分野であり、広義と狭義に分けられる。狭義の犯罪学とは、犯罪の発生原因およびその法則を解明する犯罪原因学を意味し、広義の犯罪学には、犯罪原因学のほか、犯罪の処理および予防に関する刑事政策学が含まれる。中華人民共和国においても、広義の犯罪学に刑事政策が含まれると解されており、法律文献の目録などにおいても、刑事政策は「犯罪学」という項目で分類されていることも多い。

犯罪学は、一九世紀に資本主義社会において形成され発展したものであり、その内容および範囲は、資本主義社会が発展し、犯罪現象の研究が深められるにつれて変化した。中華人民共和国において、欧米諸国の犯罪学が紹介されたのは二〇世紀になってからのことである。ロンブローゾ、ケトレー、リスト、ヒーリーなどの犯罪研究が翻訳されたが、これらは、犯罪原因を資本主義社会の搾取制度と切り離したところに見いだし、階級性に根源があることを認めていないとの批判を受けている。資本主義社会が発展するにつれて、社会化生産と資本主義の私有財産制の間に内在する矛盾の存在も増大したが、それに対してはなすすべもなく、経済恐慌、失業、貧困などを招き、犯罪とりわけ累犯、常習犯、青少年犯罪が増加するという結果になってしまっているというのである。現在、資本主義社会においては、国家の刑事鎮圧制度は対応に窮しており、現行制度の見直しをする必要が生じてきているとされている。

そこで、中華人民共和国においては、一九五〇年代初めより、犯罪原因を階級闘争論に基づき、社会主義社会における犯罪現象の研究に従事してきた。この試みは、刑事政策、刑罰制度および労働改造などの理論的な研究にいかされ、実際の運用において一応の成功をみたと評価されている。一九七〇年代以来、社会主義に適応した現代化建設の発展のために、中華人民共和国の司法部門および法学研究工作者は、過去の経験の総括に基づき、犯罪に関して社会予防の方面からの研究を強化しており、これが、いわゆる「総合治理」[一七]といわれるものである。

第二節　犯罪学と刑法学との関係[一八]

広義の刑法学には犯罪学が含まれ、刑法学の教材のなかに、犯罪原因およびその法則に関する論述が単独の章としてみられる。刑法学と犯罪学は、研究対象の重点の置き方に相違がみられるほか、研究の方向も異なってはいるが、その範疇は相互に交差し、補充する関係にある。

犯罪学と刑法学の相違を概観すると、第一に、刑法学は、犯罪および刑罰の規律、刑事立法および刑事司法の実践について理論的な考察をする概括的な科学であり、犯罪の構成要件や、いかに刑罰を適用するかなどが主な研究対象とされるが、犯罪学は、社会学の一分野であり、社会現象としての犯罪の原因、予防および鎮圧などを主な研究とする。第二に、刑法においては犯意を有するのみでは不処罰であり、犯罪動機を把握することは刑法学研究にとって重要ではないが、犯罪学においては、犯罪発生原因を探究するために、犯罪動機の研究をその重要な内容とするのみならず、犯罪動機の諸要素およびその形成に関する研究も必要で

ある。犯罪学は、犯罪の研究については、刑法学よりも一歩前に伸展していえよう。第三に、刑法学は、社会に危害を加える行為が犯罪を構成するか否か、どのような犯罪を構成するか、いかに正確に犯罪者に刑罰を適用するかについて研究するのみであって、既決の服役している労働改造犯については研究対象としないが、犯罪学は、犯罪の減少および防止のために、国家の労働改造政策や、犯罪者改造の成果についても検討を深めなくてはならない。犯罪学は、刑罰の研究について、刑法学よりも一歩後ろに伸展しているといえよう。第四に、刑法学が重点を置く犯罪の構成および量刑は、犯罪学の研究の前提となっている。犯罪学が研究対象とする社会危害行為は、刑法上、犯罪を構成すると認められた行為でなくてはならず、さもなくば、犯罪学の研究対象にはならない。それゆえ、犯罪学研究の内容は、一般に刑法学の犯罪概念の制約を受ける。また、犯罪者の改造効果に関する研究についても、刑法学において研究された量刑を基礎として行われなくてはならないのである。

第五章　中華人民共和国における刑法との関係

第一節　刑事政策と刑法の関係[一九]

中華人民共和国の刑法および刑事政策は、マルクス・レーニン主義および毛沢東思想の指導の下に制定されたものであり、社会主義経済の上部構造として確立され、労働者階級および広く労働人民の意思を体現して犯罪と闘い、党と国家の基本政策および全般的任務の実現を保障し、社会主義経済の基礎の道具を強固にし、発展させるものであるとされている。刑法と刑事政策には本質的な一致性がみられ、両者が矛盾したり対立したりすることはなく、相互に連携し促進しあうものであるが、両者は区別される。

第一項　刑事政策と刑法の相違

第一に、刑事政策は犯罪と闘う戦略、策略および行動準則であり、原則的で概括的なものであるが、刑法は犯罪と闘う行為規範であり、具体的で明確である。第二に、刑事政策は一定の社会治安情勢と犯罪との闘いの需要に応じて策定されるものであり、情勢が変化するとその変化に応じて刑事政策も策定され、非常に融通性があるが、刑法は一度公布されれば、比較的安定しており、社会治安情勢に変化が刑法に影響を与えるとしても、それは、通常、刑法の適用においてあらわれるのであって、刑法の条文の改正という形であらわれることはない。第三に、刑事政策は党および政府が策定するが、刑法は国家の立法機関によって、法定の手続きを経て制定される。第四に、刑事政策は党および政府の決議、公文書、指示、党および政府の指導者の報告や講話などの形式で発布されるのが普通であるが、刑法は法典、条例、決定および規定などの形式で公布される。

このような刑事政策と刑法の相違性は、それらの犯罪との闘いにおける地位および作用の相違にもあらわれる。刑事政策および刑法の間の一致性と相違性は、それらの相関関係において反映し、具体的なあらわれとなる。刑事政策は、刑法の決定要素であり、刑法が社会主義の方向を保持し、党および国家の総合的な路線や全般的な任務の根本的な保障を

実現する。刑法は、刑事政策の担体であり、刑事政策の存在形式である。中国共産党章および憲法は、党組織および各級の国家機関が、憲法および法律の範囲内で活動しなくてはならず、法律上の特権の存在に対しても、いかなる超越および凌駕も許されないとしている。刑事政策も、刑法の規定の範囲内で適用されるようにしなくてはならない。該当するような刑事政策について、刑法に明文規定がなく、しかも徹底的に実行しなくてはならないときには、国家の立法機関で、法定の手続きに従って、刑法の改正を採択するか、あるいは、法律の解釈機関で、それに符合するように刑法を解釈し直さなくてはならない。このように、刑事政策は、国家の強制力を有してこそ、政策の威力を発揮することができるのである。刑法および刑事政策を正確に認識することは、社会主義法制を強化するのに有利であり、刑法および刑事政策両方面の作用を十分に発揮し、徹底的に犯罪分子を攻撃し、犯罪を予防し減少させることになる。

また、刑事政策は刑法の制定に基づいており、刑法は刑事政策の具体化、条文化であり、刑法は刑事政策の指導に従わなくてはならない。中華人民共和国刑法の第一条は「懲罰と寛大を結合する政策」を定めているが、党および国家の基本的な刑事政策も、その他多くの具体的な刑事政策も、この一つの基本政策に基づいて策定されたものであり、その具体化である。刑法は、刑事政策の経験の総括の執行であり、実践証明された適正な刑事政策の条文化である。犯罪と闘う実践経験が基礎をなす刑事政策を執行しないならば、実際の状況に適応した刑法を制定するのは困難である。

第二項　今後の刑事政策と刑法のあり方

今後の刑事政策と刑法のあり方について、刑事政策および刑法の関係を正確に認識し対処することが望まれている。これは、刑事政策の刑法に対する指導を堅持することであり、社会主義法制を強化し、徹底的に犯罪分子を攻撃し、有効に犯罪を予防および抑制することにつながるからである。

刑事政策および刑法の関係を正確に認識するにあたっては、二つの偏向に注意しなくてはならない。刑法に代わって刑事政策を用いるという偏向は、刑事政策の作用のみを強調または誇示して、刑法の作用を否定または軽視し、刑法の存在意義を弱めることとなり、法制の破壊にいたるであろう。このような過ちは、過去において党および国家の利益に重大な損害を与えた。今日においても、ある地域において、ある指導幹部が依然として、法の代わりに言葉によって、権力で法に圧力をかけ、法があるのにそれによらず、厳格に法が執行されていないという現状もみられるが、これは刑法を軽視するという誤った思想の反映である。また、別の偏向が進むと、法制を強調し、犯罪の処理にあたっては、党および国家の刑事政策を軽視し、それに従わないということになる。そして、刑事政策を強調することは、法の外の法を認めることになり、法制の破壊であると批判するのである。しかし、このような偏向は、犯罪の処理、特に経済犯罪の処理においては、犯罪と非犯罪の限界が複雑であるため、誤判を犯す可能性が大きくなり、それは経済建設事業の損失となる。

上述のような二つの誤った偏向を防止することにより、刑事政策および刑法は、その作用を十分に発揮することがきる。それぞれの概念を強

化すると同時に、その均衡を保つことが望まれるのである。

第二節　刑事政策による指導

刑事政策は、刑法制定の根拠であり、刑法は刑事政策の具体化、条文化であり、それらの相関関係は、刑事政策の刑法に対する指導的地位を決定する。刑法は、刑事政策によって指導されなければならない。このような指導作用は、刑法の立法および執行の全過程において貫かれている。過去において、刑法がまだ公布・施行されていない時代には、刑事政策の指導は各種の犯罪問題の処理に必要であったことはいうまでもない。刑法が公布・施行され、一連の刑事法が制定された今日においても、改革開放、社会主義経済体制の確立および活性化という状況において、犯罪にも多くの新しい状況および新しい問題が生じたため、立法はそれに追いつくことができず、なおさら刑事政策の指導は必要とされている。

第一項　立法についての指導

刑事政策は、刑法の立法について指導する。犯罪および刑罰は、刑法の基本的な内容である。刑法の立法のなかには、刑法の修正、改正および補充が含まれ、どのような行為が犯罪であり、どのような刑罰に処すべきであるかといった問題を解決しなくてはならない。刑事政策の刑法に対する指導は、このような問題を解決する方向を示し、根拠を提供し、原則を確定するためにある。中華人民共和国の刑法は、党および国家の刑事政策であり、特に「懲罰と寛大を結合する」という政策を基礎に策定された。刑法の犯罪および刑罰に関する規定は、「懲罰と寛大の結合」の体現であり、状況の違いに応じて、それに対処する刑事政策の精神も異なる。刑法が公布・施行された後の情勢の発展および変化に伴って、例えば、重大社会治安事犯や重大経済事犯が増加するなど、新しい状況が出現した。この犯罪の新しい状況に焦点をあてて、党および国家は、重大社会治安事犯や重大経済事犯に対して、法に基づいて迅速に厳罰に処すという刑事政策を策定した。これらの刑事政策の指導により、全国人民代表大会常務委員会は、一九八二年の「重大経済事犯を厳しく罰する決定」、一九八三年の「重大社会治安事犯を厳しく罰する決定」など一連の条例、決定よび補充規定を制定して、刑法の補充および改正を行い、刑事立法を完備させようとしている。

第二項　法の執行における指導

刑事政策は、刑法の執行を指導する。刑法の執行過程には、定罪、量刑、行刑の三つの段階がある。この三段階の活動の目的、内容および方式はそれぞれ異なっており、それに対する刑事政策の指導内容も異なってくる。

①定罪についての指導

定罪とは、人民法院が、事実および刑法の関係規定に基づいて、行為者の行為が犯罪を構成するか否か、またどのような犯罪を構成するのか確定することである。定罪にあたっては、刑法の関係規定を厳格に執行し、法に従って事件を処理しなくてはならず、これは、社会主義を強化する法制の要請からだけではなく、刑事政策の体現でもある。

しかし、刑法の条文だけを根拠にして、定罪問題を完全に解決するのは困難である。犯罪は、非常に複雑な社会現象であり、いかなる刑法も

すべての社会的危険を把握することは不可能であるし、犯罪に達する程度の行為をすべて余すところなく規定することも不可能である。それならば、このように明文規定のない行為に対して、罪と定めることができるのか、また、どのような罪を定めるというのかであろうかという問題が生じる。刑事政策を離れては、このような問題の解決は困難である。また、刑法は、犯罪と闘う経験の総括であり、刑法は一度公布されると比較的安定している。しかし、犯罪は、国家の政治および経済の情勢の発展や変化に伴って不断に変化する。特に、中華人民共和国においては、改革開放が浸透し、社会主義市場経済体制が建立され、経済の基礎および上部構造に生じた変化は、このような状況を深刻化させている。類推適用が認められているとはいえ、類推にも限界がある。さらに、中華人民共和国の刑法の規定においては、情状が構成要件の要素となっており、「情状が重い」場合のみ犯罪を構成することもあり、(二二)これは犯罪か非犯罪かという犯罪成立に関する重要な問題である。構成要件を正確に解釈し適用するためには、刑事政策の指導が必要である。

②量刑についての指導

量刑とは、人民法院が、法に従って、犯罪者に対して刑罰を科すか否か、また、どのような種類の刑罰を科すか、どの程度の重さの刑罰を科すかを決定することである。中華人民共和国の刑法は、その総則において、量刑の原則や、重きに従い処罰するか、軽きに従い処罰するか、刑罰を軽減するかまたは免除するかなどの情状を規定し、分則において、各々の具体的な犯罪に相応する法定刑を規定している。量刑にあたっては、それらの規定を的確に執行しなくてはならない。しかし、量刑の基準として必要なのは、犯罪および刑罰の相互の適応であり、それには、刑事政策の指導が必要である。

中華人民共和国刑法は、各々の犯罪に規定している量刑の幅が非常に広く、いくつかの刑種に及んでおり、五種の主刑すべてがそろって規定されていることさえもある。このような広い量刑の幅の範囲内で、刑罰を科すのに、重くするか、軽くするか、またはどの程度の重さにするか、どの程度の軽さにするかは、犯罪の社会的危害性の大小を根拠にするほか、党および国家の策定する刑事政策を考慮しなくてはならない。それぞれの時期、それぞれの地区によって社会治安情勢は異なるので、犯罪に対処するにあたっての重点も異なり、また、厳格さの程度にも違いがある。治安状況の悪いときには重きに従わなくてはならず、治安状況の良いときには、軽きに従わなくてはならないのである。また、中華人民共和国刑法は、「情状の軽い」、「情状の重い」または「情状の特に重い」というように、情状を法定刑を選択して適用する基準としている。(二三)犯罪の情状は総合的な概念であり、多くの構成要素によって決定されている。その正確な評価には、刑事政策の指導が必要である。

③行刑についての指導

中華人民共和国において、刑罰を執行する目的は、応報ではなく、将来に向けて、その過去の人身の危険性を改変または転化し、再犯を防止することにある。懲罰のために刑罰があるのではなく、刑罰を通して教育改造を受けさせ、消極的要素を積極的要素に変えるためのである。それゆえ、正しい刑罰の執行が必要であり、行刑は、党および国家の「改造第一、生産第二、懲罰と教育改造を結合する」という政策の指導を受

け、監獄などの労働改造機関を、犯罪者に教育改造をなす特殊機関として創設し、強制的な生産労働を行うと同時に、政治思想教育、文化技術教育および法制教育を行うのである。犯罪者が改造を受入れ、確かに改悛しあるいは功績があり、減刑または仮釈放の条件に符合した場合には、減刑または仮釈放される。釈放にあたっては、就学および就業を援助し、改造の成果を強固なものとするよう努めなくてはならない。このようにしてこそ、懲罰、犯罪者の教育改造、再犯の防止、犯罪の減少の目的を正に達することができるのであって、刑事政策の指導を離れたならば、懲罰と教育に対立が起き、その結果、応報主義または教育万能主義への偏向につながり、いずれにしても刑罰の目的を達成することはできないであろう。

第三節　刑事政策学と刑法学(二三)

刑事政策学および刑法学は、研究対象が犯罪および刑罰である点では共通しているが、二つの相違点がある。

刑法学は、犯罪および刑罰の関係について、成文法に依拠した法律規範の規定および注釈を行うものであって、その主要な任務は、現行刑法の意義および内容を明確にし、刑事司法任務の完成に利することである。それに対し、刑事政策は、犯罪と刑罰の問題およびその相互間の関係について、主に因果論および目的政策論の立場から研究し、犯罪原因の解明および有効な犯罪防止策、現行刑罰制度の効果程度などを明らかにするものである。

また、刑法学の研究範囲は、成文法上に規定されている法律関係に限定されるが、刑事政策学は、法律規範の拘束を受けないのみなず、伝統的な法律と相対立した自由な立場にある。成文法上の規定が目的に合致しないと認められるならば、自由に批判を加えることができ、合理的でさらに有効な立法および対策を制定するよう建議することができる。それゆえ、刑事政策学は、現行刑法を修正し、将来の立法を指導する立場に立って問題を研究する。

おわりに

中華人民共和国においては、「法は制度形成の節目に登場する一里塚にすぎず、法が制定される前に制度の大枠はすでに社会的承認を得ている」(二四)といわれるように、制度は法の制定によって最終段階に達するのが現実のようである。刑事司法においては、この制度の大枠を形成しているのが刑事政策といえる。今日、社会主義体制に基づく刑事政策が、伝統的な思想をとりいれ、現行法との調整をはかりながら実施されており、その基本原則は、「懲罰と寛大を結合する」ことであるが、近年の刑事政策は、懲罰に関する政策を重視する傾向にある。例えば、犯罪の増加に対処するための重罰化などであるが、現実には犯罪の減少はみられず、刑罰の威嚇力による犯罪防止にも限界があることを示す結果になっている。懲罰のみではなく、懲罰と寛大の双方を考慮することによってこそ、この原則に意義は見いだせるのではなかろうか。また、現行法の不備を補うかたちで、数多くの条例および決定が制定され、それを人民に普及し徹底させようと法制教育にも力が注がれている。しかし、司法の実践

においてさえ、条例および決定、さらには国務院、最高人民法院および最高検察院などからの通知および意見のあまりの多さに混乱をきたしているのが現状であり、人民の法制教育もどこまで拡充されるのかは疑問である。

一九九六年一〇月七日から一〇日にかけて開催された共産党第一四期中央委員会第六回全体会議においては、思想、道徳心および文化の向上を主な内容とする「社会主義精神文明の建設強化に関する決議」が採択された。これにより、「官僚の腐敗のほか、小さなサービスに法外な料金を要求したりする拝金主義のまん延や、犯罪やポルノの横行、米国との貿易摩擦にまで発展したニセ商品乱造などが具体的な問題点で、これらの取り締まりや反対キャンペーンが、今後より活発化するとみられ」ている。(二五) 道徳心を向上させることによって、根本的に犯罪原因に立ち向かおうとする姿勢は評価できると思うが、人間の内面の問題であるだけに、思想改造につながるおそれもあり、また、その方法が重罰によるものであっては、中華人民共和国の刑事政策に発展は望めない。現状の問題解決に主眼をおき、一時的なその場しのぎの刑事政策を行うのではなく、犯罪原因を根本的なところから見直し、「懲罰と寛大を結合する」原則について、刑事政策学によって理論的な基礎を固めたうえで、改めて刑事政策を策定する必要があるのではなかろうか。今後の展開を見守りたい。

注

(一) 畑中和夫「コメント『中国刑事立法の発展』について」徐益初・井戸田侃編著『現代中国刑事法論』二三頁（法律文化社、一九九二年）。

(二) 辻康吾「中国の法と社会」中国研究所編『中国基本法令集』四七一頁（日本評論社、一九八八年）。

(三) 「関於正確処理人民内部矛盾敵問題」『毛沢東選集』第五巻三六四頁以下（人民出版社、一九七七年）〔邦訳は、『毛沢東選集』第五巻五六六頁以下（外文出版社、一九七七年）〕。

(四) 以下、中華人民共和国刑法の条文については、平野龍一・浅井敦編『中国の刑法と刑事訴訟法』五三頁以下（東京大学出版会、一九八二年）による。

(五) 中華人民共和国刑法は、最高人民法院に報告して許可を得ることを条件に類推適用を認めているが、明律においても、皇帝の裁可を条件に類推適用を認めていた。

(六) 「録囚」は漢代に始まり、唐代によく使われた制度である。唐太宗は「曾て、自ら囚人を呼び出して取り調べ（点録）、三百九十人の死刑囚を憐れんで家に帰らせ、次の年の秋に死刑を執行することにした。翌年の秋になると、囚人のすべてが寺参りに励んでおり、秋が過ぎたころには誰ひとりとして改悛しない者はいなかった。太宗は囚人たちが進んで仏教に帰依していることを褒め、彼らの罪をすべて許し釈放した」とされている（陳広君「論我国的死緩制度」法学研究一九八六年第四期五九～六〇頁〔邦訳は、鈴木敬夫訳「中国の死刑制度と労働改造（二）—陳広君『我が国の死緩制度について』」北海学園大学法学研究二七巻一号一九七頁（一九九一年）〕）。「監候」は、明朝において形成され、清朝に至ってから次第に発展をとげた制度である。清律には、「斬立決」、「絞立決」、「斬監候」、「絞監候」の規定があり、「斬立決」、「絞立決」は、直ちに執行することを意味し、国家の統治権や政治体制にかかわる犯罪を犯した者に対して適用され、「斬監候」、「絞監候」は、執行を猶予することを意味し、損害の程度が比較的小さい者または容疑者に対して適用された。「監候」に処された者は、獄中に置かれ、次の年の秋審、春審に至ってから再び処罰が決定されるが、秋審、春審の後に執行される者は極めて少なかったという（宮坂宏「中国の死刑問題をめぐって」社会改良九巻三・四号一七～二二頁（一九六五年）、飯田

忠雄「中国の死刑執行猶予制度」法律時報四二巻六号三九頁（一九七〇年）、同「盧蔚乾（ル・ウェイカンの）『死刑の執行猶予問題』」神戸学院法学二巻一号一三二頁（一九七一年）、陳広君・前掲書、鄭澤善「中国の死刑執行猶予制度について」中京大学院院生法学研究論集一六号八一～八五頁（一九九六年）など）。

（七）辛明編著『犯罪学』二二頁以下（重慶出版社、一九九一年）。

（八）前掲・注（七）六三頁以下。

（九）王雲海「現代中国における犯罪学研究」犯罪社会学研究一九号一四五頁（一九九四年）。

（一〇）中華人民共和国における重罰化政策については、辻本衣佐「中華人民共和国における重罰化傾向」法学研究論集第三号一八三頁以下（一九九五年）参照。

（一一）例えば、何秉松「対我国刑事政策的再認識—兼論刑法修改的刑事政策問題」中国法学一九八九年第六期など。

（一二）前掲・注（九）一四四頁以下。

（一三）主として、刑法学全書編委会『刑法学全書』八頁（上海科学技術文献出版社、一九九三年）、儲槐植「刑事政策的概念、結構和効能」法学研究一九九三年第三期五二頁以下、魏克家「論刑事政策的幾個問題」政法論壇一九九四年第二期五三～五四頁による。

（一四）主として、栗勁・李放主編『中華実用法学大辞典』五五三頁以下（吉林大学出版社、一九八八年）、前掲・注（一三）刑法学全書編委会『刑法学全書』による。

（一五）前掲・注（一三）魏克家「論刑事政策的幾個問題」五四頁。

（一六）高銘暄「一部閃耀着毛沢東思想光輝敵刑法」『中国法学文集—紀念中華人民共和国建国三十五周年』一七九頁以下（法律出版社、一九八四年）（邦訳は、鈴木敬夫訳「毛沢東思想が光り輝く中国刑法」同『現代中国の法思想』一八四頁（成文堂、一九八九年））。

（一七）総合治理とは、政法・公安機関が、社会の各方面と連携して、犯罪の取締りや犯罪者の更生などを行い、積極的に犯罪要因を除去しようとするほか、労働就業の促進、交通秩序の保持、環境衛生の整備などをはかり、社会治安問題の処理および解決にあたることであり、一九七八年末に開催された中国共産党第一一期中央委員会第三回全体会議後に、党中央が出した社会治安の方針である。以後、党中央および国務院から度々出されている。

（一八）主として、前掲・注（一三）刑法学全書編委会『刑法学全書』七頁以下による。

（一九）主として、前掲・注（一三）魏克家「論刑事政策的幾個問題」五四～五五、五七頁。

（二〇）主として、前掲・注（一三）魏克家「論刑事政策的幾個問題」五五～五七頁。

（二一）例えば、刑法第一五六条は「公私の財物を故意に損壊して、情状の重い者は、三年以下の有期懲役、拘役または罰金に処する」と規定する。

（二二）例えば、情状の軽い渎職罪については、刑事処分ではなく、行政処分に付すことができる（刑法第一九二条）。また、人身拐取売買罪（刑法第一四一条）の法定刑は、五年以下の有期懲役であるが、多人数を拐取売買するなど情状の重い者は五年以上の有期懲役に処せられる。

（二三）前掲・注（一三）刑法学全書編委会『刑法学全書』八頁以下。

（二四）鈴木賢「中国法の非制度創設的性格」法学セミナー四五二号一四頁以下（一九九二年）。

（二五）朝日新聞、一九九六年一〇月一一日。